

未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和 8 年（2026 年）4 月 24 日更新

【物件番号 12】

所在地	尼崎市神崎町 31 番 33 の一部	貸付面積	336.90 m ²
貸付期間	令和 10 年 3 月 31 日まで		
契約更新	契約更新不可	最低貸付料年額	1,680,551 円
地目	宅地	用途地域	準工業地域
所管課	企画財政局財政部 公有財産課	担当者	瀬戸口
		連絡先 TEL	06-6489-6230
特記事項	<p>(1) 本物件は住宅隣接地のため、実施要領 6(1)に記載の「貸付けできない用途」のほか、近隣住宅へ悪影響を及ぼすと本市（所管課）が判断する用途は不可とする。よって、貸付申込みの際の使用計画書は具体的な用途がわかる内容とすること。</p> <p>(2) 車両出入口を設置する場合は、本市（所管課及び道路課）と事前協議すること。</p> <p>(3) 既設フェンスの撤去、取替え等が必要な場合は、本市（所管課）と協議の上、借受人が自己の責任と負担のもとで実施すること。 契約終了時の原状復旧について、フェンスを撤去して使用する場合は、借受人において既設のものと同等のフェンスを設置して土地を返還すること。フェンスを取替えて使用する場合で本市がその残置を認めるときは、当該フェンスの所有権を本市に帰属させること。</p> <p>(4) 本物件の境界について</p> <ul style="list-style-type: none">・北側の境界は、既設フェンス基礎の外縁とする。・東側の境界は、既設フェンス基礎の内縁とする。なお、当該フェンスは、物件 12 の付帯物であり、本物件の付帯物ではない。・西側の境界は、既設フェンス基礎の外縁である。・南側の境界は、既設フェンス基礎の外縁とする。ただし、隣接土地所有者との間で境界は確定されていない。今後、境界が確定された際は、それに伴い現行境界の位置を変更する必要がある。その際、工作物等（既設フェンスを含む。）を撤去、移設等する必要がある場合、その費用は借受人が負担すること。 <p>(5) 本物件について、土壌汚染状況調査、地下埋設物調査及び地盤調査は行っていない。借受人が土地使用に当たって土壌汚染、地下埋設物等を発見した場合、借受人の責任と負担のもとで必要な措置を講じること。</p> <p>(6) 本物件の使用にあたっては、上記のほか、開発等の内容に応じて、適宜、本市関係課と協議を行い、法令、開発許可の基準等を遵守すること。</p>		
現況	未利用		

未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和8年(2026年)4月24日更新

(位置図)

